

第36回 銚路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	令和3年3月26日 13:30~15:00		
2. 場 所	銚路市役所本庁舎 議会議場		
3. 出席委員	<p>1番 志賀 忠浩委員 2番 山崎 隆史委員 3番 福西 範委員 4番 成田 俊英委員 5番 大坂 博文委員 6番 金子 靖委員 7番 村上 正人委員 8番 佐藤 裕司委員 9番 稲場 洋二委員 10番 細川 裕委員 11番 野村 照明委員 12番 大畑 札子委員 13番 松下 裕幸委員 14番 菊池 利治委員 16番 田井 克廣委員 17番 野澤 獻委員 18番 廣瀬女公美委員 19番 佐藤 泰正委員 20番 清水 幸治委員 21番 浅野 徳昭委員</p> <p>(以上 20名)</p>		
4. 欠席委員	15番 熊坂 隆雄委員		
5. 参与者	<p>農業委員会事務局 事務局長 山根 憲治 次長 秋元 公宏 次長 高山 直樹 (以上 3名)</p>		
	会議録署名委員の指名 9番 稲場 洋二委員 13番 松下 裕幸委員		
6. 議事日程	会期決定について 令和3年 3月 26日 (1日) 報告第72号 現況証明願について (市街化区域) 報告第73号 農業委員会のあっせん証明願について 報告第74号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について 報告第75号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明願について 議案第165号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について 議案第166号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第167号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 議案第168号 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果について 議案第169号 農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定について 議案第170号 銚路市都市計画審議会委員の推薦について		

議長 野村会長	<p>それでは、時間になりましたので、始めさせて頂きます。 お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。 只今より第36回釧路市農業委員会総会を開催致します。 本日の出席者は20名です。</p> <p>議事録署名人に9番、稻場洋二委員、13番、松下裕幸委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。</p> <p>なお、会期は本日3月26日の1日と致します。</p> <p>それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。</p>
事務局 山根事務局長	<p>会務概要報告を行います。 議案書の2ページをご覧下さい。</p>
	(以下 会務概要報告)
議長 野村会長	ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が4件ございます。
事務局 山根事務局長	<p>報告第72号「現況証明願」について、事務局より報告して下さい。</p> <p>それでは、議案書の3ページにございます、報告第72号「現況証明願」について報告します。</p> <p>土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。</p> <p>今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。</p> <p>議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。</p> <p>公簿地目が牧場になっております[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED] m² の土地について所有者である、[REDACTED] 氏の代理人である、[REDACTED] 氏より現況証明願があり、2月22日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は宅地でしたので、2月24日、会長専決により証明書の発行を行いました。</p> <p>以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。</p>
議長 野村会長	ただいま報告がありました報告第72号「現況証明願」について質問等を求めます。
委員 委員一同	なし

議長	
野村会長	質問がないようですので、次に報告第73号「農業委員会のあっせん証明願」について報告して下さい。
事務局	
山根事務局長	それでは、議案書の8ページにございます、報告第73号「農業委員会のあっせん証明願」について報告致します。
議長	今日は、阿寒地区で1件の申請がございました。
野村会長	議案書9ページの表の1番ですが、[REDACTED]氏より、農用地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、2月19日に申請がありましたので、農地基本台帳により農業委員会のあっせんによる農用地の譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。
委員	以上、1件の「農業委員会のあっせん証明願」について、ご報告致します。
委員一同	
議長	
野村会長	ただいま事務局から説明がありました、報告第73号「農業委員会のあっせん証明願」について質問等を求めるます。
事務局	なし
議長	
野村会長	質問がないようですので、次に、報告第74号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について報告してください。
事務局	
山根事務局長	議案書10ページにございます、報告第74号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について報告致します。
議長	今回、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が9件ありました。
野村会長	議案書11ページの別表のとおり、過去に經營移譲により、農地の贈与を受け、納税猶予の適用を受けております、表の1番、[REDACTED]氏、他8名から、農地の贈与税及び不動産取得税の納税猶予の継続届出書を釧路税務署並びに釧路総合振興局に提出するため、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の申請があったもので、農地基本台帳により確認をし、引き続き農業経営を行っている旨、令和3年3月15日付で会長専決により証明したことを報告致します。
委員	
委員一同	
議長	
野村会長	ただいま事務局から説明がありました報告第74号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について質問等を求めるます。
事務局	なし
議長	
野村会長	質問がないようですので、次に、報告第75号「引き続き特定貸付を行っている旨の証明願」について報告してください。
事務局	
山根事務局長	議案書12ページにございます、報告第75号「引き続き特定貸付を行っている旨の証明願」について報告致します。
議長	今回、引き続き特定貸付を行っている旨の証明願が1件ありました。

議案書 13 ページの別表のとおり、過去に経営移譲により、農地の贈与を受け、納税猶予の適用を受けた後、農業経営を止めるに際し特定貸付を行うことで納税猶予の継続を受けております、表の 1 番、[REDACTED] 氏から、農地の贈与税及び不動産取得税の納税猶予の継続届出書を釧路税務署並びに釧路総合振興局に提出するため、引き続き特定貸付を行っている旨の証明願の申請があつたもので、農地基本台帳により確認をし、引き続き特定貸付を行っている旨、令和 3 年 3 月 15 日付で会長専決により証明したことを報告致します。

議長

野村会長

委員

委員一同

議長

野村会長

事務局

山根事務局長

議長

野村会長

委員

大畑委員

委員

細川委員

ただいま事務局から説明がありました報告第 75 号「引き続き特定貸付を行っている旨の証明願」について質問等を求めるます。

なし

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。

それでは、次に、議案第 165 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の審査」について、事務局より説明して下さい。

それでは、議案書の 15 ページにございます、議案第 165 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第 18 条第 1 項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになります。

今回は、阿寒地区で 1 件の通知がございました。

議案書 15 ページの表の 1 番は、資料が 16 ページから 20 ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED] 、他 6 筆、合計 [REDACTED] m² の農用地について、借主であります [REDACTED] との間で、令和 3 年 3 月 1 日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、1 件の「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

ただいま説明がありました、議案第 165 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の審査」について審議を致しますが、1 番につきましては [REDACTED] の関係であり、大畑礼子委員、佐藤泰正委員、淺野徳昭委員が議事参与の制限にあたりますので、大畑礼子委員、佐藤泰正委員、淺野徳昭委員は退室をお願い致します。

[REDACTED] は独立した株式会社なので、私共は議事参与の制限に当たらぬのではないかでしょうか。

休憩を求めます。

議長 野村会長	それでは暫時、休憩致します。
	(休憩中)
議長 野村会長	休憩を終了します。 大畠玲子委員、佐藤泰正委員、淺野徳昭委員につきましては、ご退出いただかなくとも結構です。
	それでは、審議を致します。
委員 委員一同	質問、意見を求めます。 なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第165号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は举手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長 野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第165号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定致します。
議長 野村会長	それでは、議案第166号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。
事務局 山根事務局長	事務局より説明して下さい。 それでは、議案書の21ページにございます、議案第166号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。 農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。 今回は、阿寒地区で3件と音別地区で3件との許可申請がありました。 お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。 議案書22ページの表の1番は、資料が26ページから36ページにございます。 [REDACTED]氏が所有する[REDACTED]、他32筆、合計[REDACTED]m ² の農用地について、[REDACTED]氏に、使用貸借を行うものでございます。 続いて、議案書23ページの表の2番は、資料が26ページと37ページにございます。 [REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]の内、他7筆、合計[REDACTED]m ² の農用地について、[REDACTED]氏に、賃貸借を行うものでございます。 次に、表の3番は、資料が26ページと38ページにございます。 [REDACTED]が所有する、[REDACTED]の内の1筆、面積[REDACTED]m ² の農用地について、[REDACTED]に、賃貸借を行うものでございます。

続いて、議案書24ページの表の4番は、資料が39ページから41ページにございます。

氏が所有する、他18筆、合計m²の農用地について、に、賃貸借を行うものでございます。

続いて、議案書の25ページの表の5番は、資料が39ページと42ページにございます。

氏が所有する、他17筆、合計m²の農用地について、氏に賃貸借を行うものでございます。

続いて、表の6番は、資料が39ページと43ページにございます。

氏が所有する、の内、他3筆、合計m²の農用地について、に、賃貸借を行うものでございます。

以上、6件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

委員

細川委員

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番から3番の現地調査結果について、調査委員長の細川裕委員より報告をお願いします。

議案第166号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から3番について調査報告を致します。

1番の申請の内容は、氏が所有する、他32筆、合計m²の農用地について、氏に使用貸借を行うものです。

次に2番の申請内容は、氏が所有する、の内、他7筆、合計m²の農用地について、氏に年間円で賃貸借を行うものです。

次に3番の申請の内容は、が所有する、の内m²の農用地について、に年間円で賃貸借を行うものです。

これらの件は、以前より申請者から相談を受けていたものであり、先に現地確認を行っておりましたが、令和3年3月12日、阿寒地区農業委員3名、及び事務局職員2名で、あらためて現地調査を行った結果、当該申請地については今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

委員

田井委員

細川裕委員、ありがとうございました。

次に4番から6番の現地調査結果について、調査委員長の田井克廣委員より、報告をお願いします。

議案第166号「農地法第3条の規定による許可申請」の4番から6番について報告致します。

いずれも令和3年3月15日、音別地区農業委員3名と事務局3名により現地調査及び協議を行いました。

まず4番ですが、[REDACTED] 氏の所有地を [REDACTED] に賃貸借により貸付をするため、農地法第3条の規定による許可申請の提出がございました。

調査の結果、今後も当該農地を適正に管理していくと認められることから、許可相当という結論となりました。

次に5番ですが、[REDACTED] 氏の所有地を [REDACTED] 氏に賃貸借により貸付をするため、農地法第3条の規定による許可申請の提出がございました。

調査の結果、今後も当該農地を適正に管理していくと認められることから、許可相当という結論となりました。

続いて6番ですが、[REDACTED] 氏の所有地を公共牧場の管理運営のため、[REDACTED] に賃貸借により貸付をするため、農地法第3条の規定による許可申請の提出がありました。

借主の [REDACTED] は農業生産法人ではありませんが、音別地区の公共牧場の管理運営、農作業の受委託を行っており、今後も当該農地を適正に管理していくと認められることから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

野村会長

田井 克廣委員、ありがとうございました。

それでは、議案第166号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、3番につきましては、[REDACTED] の関係であり、大畠礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員が議事参与の制限にあたり、また4番につきましては、[REDACTED] の関係であり、成田俊英委員が議事参与の制限にあたります。

また、6番は、[REDACTED] の関係であり、大坂博文委員が議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に3番を審議した後に、4番を審議し、次に6番、最後に1番、2番、5番を審議致します。

それでは、3番を審議致しますので、大畠 礼子委員、佐藤 泰正委員、浅野 徳昭委員は退室をお願い致します。

(大畠礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員退室)

議長

野村会長

それでは、3番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第166号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長

野村会長

賛成多数と認め、議案第166号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番は

委員
委員一同
議長
野村会長
議長
野村会長
委員
委員一同
議長
野村会長
議長
野村会長
議長
野村会長
議長
野村会長
委員
委員一同
議長
野村会長

原案のとおり決定致します。
退室されている大畠礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員は入室して下さい。

(大畠礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員入室)

3番は、原案のとおり決定致しました。
次に、4番を審議致しますので、成田俊英委員は退室をお願い致します。

(成田俊英委員退室)

それでは、4番を審議致します。
質問、意見を求めます。

なし

質問がないようですので、採決致します。
議案第166号「農地法第3条の規定による許可申請」の4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

賛成多数と認め、議案第166号「農地法第3条の規定による許可申請」の4番は原案のとおり決定致します。
退室されている成田俊英委員は入室して下さい。

(成田俊英委員入室)

4番は、原案のとおり決定致しました。
次に、6番を審議致しますので、大坂博文委員は退室をお願い致します。

(大坂博文委員退室)

それでは、6番を審議致します。
質問、意見を求めます。

なし

質問がないようですので、採決致します。
議案第166号「農地法第3条の規定による許可申請」の6番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長

野村会長

賛成多数と認め、議案第166号「農地法第3条の規定による許可申請」の6番について、原案のとおり決定致します。

退室されている大坂博文委員は入室して下さい。

(大坂博文委員入室)

議長

野村会長

6番は、原案のとおり決定致しました。

次に、1番、2番、5番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第166号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番、2番、5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第166号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番、2番、5番については原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第167号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書の44ページにございます、議案第167号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、釧路地区で3件と音別地区で1件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書45ページの表の1番は、資料が47ページと48ページにございます。

■氏が所有する、■の内、他2筆、合計■m²の農用地について、■氏に年間■円で賃貸借を行うものです。

次に、表の2番は、資料が47ページと49ページにございます。

■氏が所有する、■の内、他4筆、合計■m²の農用地について、■氏に年間■円で賃貸借を行うものです。

次に、表の3番は、資料が47ページと50ページにございます。

■氏が所有する、■の内、他3筆、合計■m²の農用地について、■氏に年間■円で賃貸借を行うものです。

次に、議案書46ページの表の4番は、資料が51ページと52ページにございま

	す。
	氏が所有する の内、他3筆、合計 m^2 の農用地について、 氏に年間 円で賃貸借を行うものです。
議長 野村会長	以上、4件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。
委員 委員一同	ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議致します。 質問、意見を求めます。
議長 野村会長	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第167号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長 野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第167号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については原案のとおり決定致します。
事務局 山根事務局長	それでは、次に、議案第168号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について審議致します。 事務局より説明して下さい。
事務局 山根事務局長	それでは、議案書53ページにございます、議案第168号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」についてご説明致します。 農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならぬこととされております。 資料は54ページにございますが、今年度の利用状況調査は釧路、阿寒、音別の3地区で10月7日から10月23日にかけての、延9日間調査を行いました。 調査農地面積は、釧路地区が約 ha、阿寒地区が約 ha、音別地区が約 ha で、合計約 ha でしたが、遊休農地はございませんでした。
議長 野村会長	以上、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
委員 委員一同	ただいま説明がありましたが、本調査に参加された各委員の皆様におかれましては大変ご苦労様でした。 それでは、「利用状況調査の結果」について審議致します。 質問、意見を求めます。
議長 野村会長	なし
	質問がないようですので、採決致します。

議案第168号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第168号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」については、原案のとおり決定致します。

今後も、皆様におかれましては日常の活動の中での点検をよろしくお願い致します。

それでは、次に、議案第169号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書55ページにございます、議案第169号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」についてご説明致します。

56ページと57ページをご覧下さい。

農業委員会は、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5項の別段の面積として設定することができるとされておりますが、このことについては、農林水産省 経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」において、毎年、別段の面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

現在、当委員会において別段の面積は定めておらず、農地法第3条第2項第5号に規定されている、北海道における農地の売買等に対する下限面積である2ヘクタールを適用しております。

これまで、別段の面積を定めない主な理由と致しまして、別段の面積を定める基準である農地法施行規則第17条第1項第3号の条件を満たしていること、また、2ヘクタールは、当市における農業経営に必要な農地面積であることとしておりますが、昨年より状況の変化は、特段ないものと考えております。

つきましては、昨年に引き続き、令和3年度も別段の面積の設定はせず、現行の下限面積2ヘクタールの変更は行わないとの、ご提案をいたしますのでご審議の程よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明のありました「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

質問がないようですので、採決致します。

議案第169号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 野村会長	全会一致で賛成と認め、原案のとおり新たに別段の面積の設定は行わないとのことで決定致します。
事務局 山根事務局長	次に、議案第170号「釧路市都市計画審議会委員の推薦」について審議致します。事務局より説明して下さい。
議長 野村会長	議案書58ページにございます、議案第170号「釧路市都市計画審議会委員の推薦」について説明致します。
委員 佐藤委員	都市計画法第77条の2の規定により、市町村は、市町村都市計画審議会を置くことができます。 釧路市都市計画の組織については、釧路市都市計画審議会条例第2条に規定されておりますが、現委員の任期が2021年（令和3年）3月末で終了するため、釧路市長より釧路市都市計画審議会委員の推薦依頼がございました。 任期は、2021年（令和3年）4月1日から2023年（令和5年）3月31日の2年間となっております。 次期、釧路市都市計画審議会委員の推薦についてご審議のほどよろしくお願ひ致します。
議長 野村会長	ただいま事務局から説明がありました「釧路市都市計画審議会委員の推薦」について、どなたを推薦すべきか、自薦、他薦ございますか。
議長 野村会長	福西範委員に引き続きお願いしたいと思います。
議長 野村会長	その他、どなたかございませんか？ それでは、福西範委員を釧路市都市計画審議会委員に推薦することを審議いたしますので、福西範委員は退室をお願い致します。
議長 野村会長	(福西委員退室)
委員 委員一同	それでは、質問、意見を求めます。
議長 野村会長	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第170号「釧路市都市計画審議会委員の推薦」について、提案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
議長 野村会長	(挙手)
賛成多数で賛成と認め、福西範委員を推薦致します。 福西範委員は入室して下さい。	

(福西委員入室)

議長

野村会長

それでは、福西範委員を新たな釧路市都市計画審議会委員に推薦することで決定致しました。

続いて、追加議案の審議に入ります。

議案第165号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、追加議案書の2ページにございます、議案第165号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

今回は、釧路地区で1件の追加がございました。

追加議案書3ページの表の2番は、資料が4ページと5ページにございます。

■ 氏が所有する、■ の内、他1筆、合計 ■ m²の農用地について、貸主の子であります ■ 氏との間で、令和3年3月10日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、1件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました、議案第165号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議を致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第165号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第165号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第167号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、追加議案書の6ページにございます、議案第167号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

今回は、釧路地区で1件、転用による計画の追加がございます。

追加議案書7ページの表の5番ですが、資料が8ページから13ページにございます、農用地利用集積計画による農地転用となります。

氏が所有する、[REDACTED] の内、他 1 筆、合計 [REDACTED] m² の農用地について、土地所有者の子が代表を務める、[REDACTED] へ使用貸借の上、牛舎及び糞尿槽建設のため転用したい旨、農用地利用集積計画の提出がされたものであります。

お手元に配布しました農用地利用集積計画（転用）調査書（第 4 条、第 5 条調査書）を併せてご覧下さい。

以上、1 件の「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、ご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてですが、本来は調査報告など行っておりませんが、転用の案件のみ、農地法第 4 条と 5 条の許可申請と同様に現地調査を実施し、調査委員長より報告を受け、農地法の転用と同様に審議して参りたいと存じますので、皆様のご理解と、ご協力をお願ひいたします。

それでは、5 番について、調査委員長の清水幸治委員から報告をお願いします。

委員
清水委員

議案第 167 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積の決定」について調査報告いたします。

令和 2 年 12 月 10 日に、釧路地区委員 3 名及び事務局 3 名により、現地調査及び協議を行いました。

申請の内容は、[REDACTED] 氏の所有地に [REDACTED] が使用貸借により、農業用施設である牛舎及び糞尿槽の建設のため、農用地利用集積計画により転用するものであります。

また、当該地の農振、農用地区域の手続き、10,000 m² 以下の軽微な変更は、現在手続き中となっております。

今回の牛舎等の建設に伴う転用は、その規模、転用面積などは妥当であり、経営規模拡大のために必要であると判断し、調査委員会では許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長
野村会長

清水委員、ありがとうございました。

それでは、ただいま説明がありました、議案第 167 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

質問、意見を求めます。

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第 167 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第 167 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定」については原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。
なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和3年 3月 26日

議長 野村 遼二

署名委員 稲葉 洋二

署名委員 松下祐平